



課税コード

## 固定資産税納税管理人申告書兼承認申請書(変更)

令和 年 月 日

伊達市長 宛

住所 伊達市保原町字舟橋180

【申告者】氏名 伊達 さくら (印)

電話番号 024 (575) 1235

地方税法第355条及び伊達市税条例第64条の規定に基づき、下記のとおり申告します。

納税義務者	住所	〒 960-8601 電話 000 (000) 0000 福島県福島市五老内町〇〇 <input type="checkbox"/> 申告者住所に同じ	
	フリガナ	フクシマ イチロウ	
	氏名	福島 一郎 (印)	
現在の納税管理人	住所	〒 960-0692 電話 024 (577) 1111 伊達市梁川町青葉町1番地 <input type="checkbox"/> 申告者住所に同じ	
	フリガナ	ダテ ジロウ	納税義務者との続柄 長男
	氏名	伊達 二郎	
新たな納税管理人	住所	〒 960-0756 電話 024 (575) 1235 <input checked="" type="checkbox"/> 申告者住所に同じ	
	フリガナ	ダテ サクラ	納税義務者との続柄 長女
	氏名	伊達 さくら	

## 承諾書

上記のとおり納税管理人となることを承諾しました。

氏名 伊達 さくら (印)

- 《注意》① 納税管理人は、納税義務者が所有しているすべての物件に係わる固定資産税の納税に関して管理することになります。(例えば、土地、家屋をそれぞれ1物件ずつ所有している方が、土地だけについて納税管理人を設定するような、所有物件の一部についての設定はできません。)
- ② 納税管理人の変更については、再度届け出が必要です。届け出がない限り、そのまま継続されますので十分にご注意ください。
- ③ 納税管理人が設定されますと、納付書や資産明細書、返金に関する書類の発送(滞納処分を除く)等については、納税管理人に対してなされます。
- ④ 納税義務者と申告者が異なる場合、申告者は納税義務者の承諾を得た者とし、納税管理人設定後一切の責任を負うこととなります。